鳥取県江府町におけるフレッツ 光マイタウン ネクストサービス
利用規約
【改訂版　2025 年 1 月 31 日】

第１章　総則及び共通事項

（利用規約の適用）

第１条　当社は、当社が別に定めるＩＰ通信網サービス契約約款（以下「ＩＰ約款」といいます。）及びこの「鳥取県江府町におけるフレッツ 光マイタウン ネクストサービス利用規約」（以下「規約」といいます。）に基づき、「鳥取県江府町におけるフレッツ 光マイタウン ネクストサービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

（別段の合意）

第２条　この規約に規定する料金その他の提供条件は、ＩＰ約款第１条ただし書きに規定する別段の合意となるものです。

（利用規約の変更）

第３条　当社は、法令の規定に従い、この規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

２ 当社は、前項の変更を行う場合は、この規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

３ 契約者は、前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

（用語の定義）

第４条　この規約で使用する用語の意味は、この規約で別段の定めがない限り、ＩＰ約款で使用する用語の意味に従います。

（サービスの区分等）

第５条　本サービスには、次の区分があります。

区　　分		内　　容
ファミリータイプ	フレッツ 光マイタウン ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 隼	ＩＰ約款に規定するメニュー５－１の１Gb/ｓのプラン３に係るＩＰ通信網サービスに相当するもの
	フレッツ 光マイタウン ネクスト ファミリータイプ	ＩＰ約款に規定するメニュー５－１の 200Mb/ｓに係るＩＰ通信網サービスに相当するもの

２　本サービスに係る契約者は、本サービスの区分の変更の請求をすることができます。

３　当社は、前項の請求があったときは、ＩＰ約款及び規約に規定する契約申込の承諾の規定に準じて取り扱います。

（サービスの提供区域）

第６条　本サービスは、鳥取県江府町の一部であって当社のホームページに掲示する区域において提供します。

（契約申込の承諾）

第７条　当社は、ＩＰ約款に規定する場合のほか、本サービスに係る契約申込みの承諾に当たって、本サービスを提供するために必要な電気通信設備（当社がその電気通信回線設備の一部について地方公共団体等から破棄しえない使用権契約により借り受けているものを含みます。）に余裕のないときは、その申込みを承諾しないことがあります。

（当社が行う契約の解除）

第８条　当社は、ＩＰ約款に規定する場合のほか、地方公共団体等との破棄しえない使用権契約の廃止又は契約内容の変更等により本サービスを提供できなくなったときは、本サービスに係る契約を解除することがあ

ります。

第９条　削除

第２章　ファミリータイプに関する提供条件

（通信の相手先）

第 10 条　ファミリータイプに係る通信については、ＩＰ約款に規定する通信のほか、マイタウン内（当社が別に定める区域内のことをいいます。以下同じとします。）ＩＰｖ６通信（本サービスに係る契約者回線との間において、通信相手先識別符号としてＩＰｖ６アドレスを用いて、ＩＰｖ６によりＩＰ通信網のみを介して行う通信（当社が別に定めるものに限ります。）をいいます。以下同じとします。）を行うことができます。

（注１）　本条第１項の当社が別に定める区域は、鳥取県江府町とします。

（注２）　本条第１項の当社が別に定めるものは、ＩＰ約款に規定するＩＰｖ６による契約者回線間通信に準ずるものとします。

（料金）

第 11 条　ファミリータイプに関する料金額について、ＩＰ約款に規定する利用料（基本料に限ります。）は、世帯普及率に応じて、１契約者回線ごとに下表に規定する料金とします。なお世帯普及率は、毎年６月末日及び12月末日におけるファミリータイプの施設数を鳥取県江府町の令和２年度の国勢調査世帯数にて除したものを小数点第２位で四捨五入したものとし、その世帯普及率に応じた提供料金を適用します。

６月末の世帯普及率に応じた提供料金は、その同年の 10 月１日から翌年の３月 31 日までの間適用し、12 月末の世帯普及率に応じた提供料金は、その翌年の４月１日から９月 30 日までの間適用します。（半年毎の提供料金を適用する期間を「料金適用期間」といいます。）最新の料金適用期間に関する提供料金および世帯普及率については、鳥取支店のホームページ（http://www.ntt-west.co.jp/tottori/）にて通知します。

ただし、当該料金適用期間と１つ前の料金適用期間において世帯普及率の低下により下表の世帯普及率の区分が変更となる場合は、２つ前の料金適用期間と１つ前の料金適用期間において世帯普及率の低下による区分の変更に該当する場合を除き、当該料金適用期間の提供料金は１つ前の適用期間の提供料金と同額とします。

なお、国勢調査世帯数は、国勢調査の更新等を受けて変更となる可能性があります。

また、令和７年４月１日以降のファミリータイプに関する提供料金においては、令和６年６月３０日におけるファミリータイプの施設数を鳥取県江府町の令和 2 年度の国勢調査世帯数にて除したものを小数点第２位で四捨五入したものとし、その世帯普及率に応じた提供料金を適用します。

世帯普及率	49.2%未満	49.2%以上	51.2%以上	53.2%以上	55.2%以上	57.2%以上	59.2%以上	61.2%以上	63.2%以上
ファミリータイプ施設数	468回線以下	469回線～487回線	488回線～506回線	507回線～525回線	526回線～544回線	545回線～563回線	564回線～582回線	583回線～601回線	602回線～620回線
提供料金（月額）	4,800 円（税込価格 5,280 円）	4,700 円（税込価格 5,170 円）	4,600 円（税込価格 5,060 円）	4,510 円（税込価格 4,961 円）	4,410 円（税込価格 4,851 円）	4,320 円（税込価格 4,752 円）	4,220 円（税込価格 4,642 円）	4,120 円（税込価格 4,532 円）	4,030 円（税込価格 4,433 円）

世帯普及率	65.2%	67.2%	69.2%	71.2%	73.2%

	以上	以上	以上	以上	以上
ファミリータイプ施設数	621回線～639回線	640回線～658回線	659回線～678回線	679回線～697回線	698回線以上
提供料金（月額）	3,930円（税込価格4,323円）	3,840円（税込価格4,224円）	3,740円（税込価格4,114円）	3,640円（税込価格4,004円）	3,610円（税込価格3,971円）

（その他の提供条件）

第12条　ファミリータイプに関する提供条件のうち、フレッツ 光マイタウン ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 隼は、ＩＰ約款に規定するメニュー５－１の１Gb/sのプラン３のもの、フレッツ 光マイタウン ネクスト ファミリータイプは、ＩＰ約款に規定するメニュー５－１の200Mb/sのものに関する規定をそれぞれ適用します。

ただし、次の事項に関する規定は適用しません。

（１）ＩＰ約款に規定する保守の態様による細目（タイプ１－１、タイプ２に係るものを除きます。）、長期継続利用申出に係る利用料金の適用、複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用、学校に限定した利用料金の割引の適用、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引（総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約若しくは第２種契約の利用休止若しくは解除の通知、又はＩＰ約款におけるメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約の解除の通知と同時に本サービスのＩＰ通信網契約の申込みがあった場合（そのＩＰ通信網契約者とその申出のあった第１種契約若しくは第２種契約に係る契約者、又はメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）に適用する期間限定割引を除きます。）等、料金及び工事に関する費用の割引（付加機能に係るものを除きます。）並びにルータ機能付回線接続装置（ホームゲートウェイ）の料金額に関する規定

（２）限定された期間内に申し込まれた音声利用ＩＰ通信網契約に限り適用する工事に関する費用の割引に関する規定

２ ファミリータイプに係る新規の契約申込みについては、令和７年１月３１日を以って終了します。

３ ファミリータイプに係るＩＰ通信網契約の申込みをしている契約者から、令和７年２月１日から令和８年２月２７日までの間にＩＰ約款に規定するメニュー５―１の 100Mb/s のプラン５-１、200Mb/s 又は１Gb/s のプラン３のものへの品目又は細目の変更の請求があった場合は、その品目又は細目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります）、交換機等工事費、屋内配線工事費、回線終端装置工事費についてはＩＰ約款に規定する額に代えて 0 円を適用します。

ただし、その契約者からの希望により有派遣工事となる場合、新たな付加機能等の申込により別に工事に関する費用が生じると当社が認める場合、および、その IP 通信網契約への品目又は細目の変更と同時に移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、この限りでありません。

４　ルータ機能付回線接続装置及び無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置については、ＩＰ約款に規定する料金額に代えて次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料　　１装置ごとに月額

区分			料金額
ルータ機能付回線接続装置		Ⅱ型	―
		Ⅲ型	―
無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置	基本装置	Ⅰ型	300円（税込価格330円）
		Ⅱ型	300円（税込価格330円）

		Ⅲ型	300円(税込価格330円)
	増設装置		300円(税込価格330円)

第３章　その他

（起算日の適用除外）

第 13 条　当社は、本サービスに係るＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にＩＰ通信網契約（本サービスに係るもの以外のものとします。）の申込みがあった場合は、その本サービスの提供を開始した日をその新たに適用されることとなる長期継続利用申出に係る利用料金の適用の起算日として取り扱いません。

（長期継続利用に係る料金の免除）

第 14 条　ファミリータイプに係るＩＰ通信網契約の申込みをしている契約者は、そのＩＰ通信網契約の申込みと同時にそのＩＰ通信網契約以外の１のＩＰ通信網契約を解除の通知をした場合は、その解除に伴う長期継続利用の廃止に係る料金額の支払いは要しません。

（ＩＰ通信網サービスの転用）

第 15 条　本サービスに係る契約者は、ＩＰ約款第 22 条の２に定めるＩＰ通信網サービスの転用を令和７年２月１日より請求することができます。

附　則

（実施期日）

１　この利用規約は、平成 23 年７月 27 日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定の実施の際現に、旧規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。この場合において、契約締結後の料金その他の提供条件については、音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款（以下「音声利用ＩＰ約款」といいます。）に規定するところによります。

フレッツ 光マイタウン ネクストサービスのファミリーライトタイプのメニュー１に係る契約	音声利用ＩＰ約款に規定する音声利用ＩＰ通信網サービスの第２種サービスのプラン２のタイプ２のメニュー１－１に係る第２種契約
フレッツ 光マイタウン ネクストサービスのファミリーライトタイプのメニュー２に係る契約	音声利用ＩＰ約款に規定する音声利用ＩＰ通信網サービスの第２種サービスのプラン２のタイプ２のメニュー１－２に係る第２種契約

３　音声利用ＩＰ約款に規定する第２種契約者（本サービスの提供エリア内のものであって、第２種サービスのプラン２のタイプ２に係るものに限ります。）から、その第２種契約の解除の通知と同時に本サービスに係る契約申込があった場合は、契約料を適用しないものとします。本サービスに係る契約者から、そのサービスに係る契約の解除の通知と同時に音声利用ＩＰ通信網サービスの第２種サービスのプラン２のタイプ２に係る第２種契約（本サービスの提供エリア内のものに限ります。）に係る契約申込があった場合も同様とします。

４　本サービスに係る契約者は、本サービスから音声利用ＩＰ通信網サービスの第２種サービスのプラン２のタイプ２（本サービスの提供エリア内のものに限ります。）への変更の請求をし、その承諾を受けたときは、音声利用ＩＰ約款の規定に準じて工事費の支払いを要するものとします。

５　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

この改正規定は、平成 24 年２月１日より実施します。

附　則

この改正規定は、平成 24 年 12 月１日より実施します。

附　則

１　この改正規定は、平成 25 年 11 月１日より実施します。

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているルータ機能付回線接続装置のＩ型のものに関する料金その他の提供条件については、従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
１　この改正規定は、平成 26 年 4 月１日より実施します。

附　則
１　この改正規定は、平成 27 年６月 30 日から実施します。
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
１　この改正規定は、平成 29 年２月１日から実施します。
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
この改正規定は、平成 30 年４月 26 日から実施します。

附　則
１　この改正規定は、平成 30 年５月１日から実施します。
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
１　この改正規定は、平成 30 年 10 月１日から実施します。
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
１ この改正規定は、令和元年 10 月１日から実施します。
２ この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
この改正規定は、令和２年４月１日から実施します。

附　則
１　この改正規定は、令和４年２月１日より実施します。
２　ファミリータイプに関する料金額について、令和３年６月末日の世帯普及率に応じて定められ同年の１０月１日から令和４年３月３１日までの間適用される提供料金は、なお従前のとおりとします。

附　則
この改正規定は、令和５年３月 12 日から実施します。

附　則
この改正規定は、令和６年８月１日から実施します。

附　則
この改正規定は、令和７年２月１日から実施します。